

高森町生活応援商品券

を配布します!

1人あたり 500円×10枚
5,000円分



高森町
生活応援

商品券

No. 000000



見本

¥500

金五百圓也

・本券の使用にあたっては裏面の注意事項をお読みください。
・使用期間：令和5年12月1日～令和6年2月15日まで

発行 / 熊本県高森町



使用
期間

令和5年

12月1日(金)

令和6年

2月15日(木)

高森町では、エネルギー・食料品価格等をはじめとした物価高騰の影響から町民の個人消費を下支えし、地域内経済を活性化させることを目的に、下記のとおり商品券の配布事業を実施いたします。

このマークが目印です!



商品券配布対象者

高森町民の方

(令和5年11月1日時点で高森町住民基本台帳に記載されている方)

商品券配布額

1人当たり5,000円分の商品券(1枚当たり500円の商品券10枚綴り)

※高森町商品券取扱加盟店一覧を同封します。

商品券の配布手続き

- 商品券は申請不要で受け取れます。
- 商品券は、11月下旬以降対象者個人あてに順次発送いたします。

【ご注意ください】

- ※商品券は、交付された本人、その代理人またはその使用者に限り使用することができます。
- ※使用有効期限(令和6年2月15日)を過ぎた商品券は使用できません。
- ※商品券の交換、譲渡及び売買はできません。
- ※商品券による購入の際は、つり銭は支払われません。
- ※商品券の盗難、紛失、破損等に対して、発行者はその責任を負いません。
- ※生活応援商品券の取扱店でのみ使用可能です。(店頭にてステッカーを表示しています。)
- ※債権の支払い(税金、電気、水道料金等)、換金性の高いものの購入(ビール券、図書券等)、たばこの購入、事業上の取引(商品の仕入れ等)など、商品券を使用できないものもあります。詳しくは高森観光推進機構までお問い合わせください。
- ※その他使用条件や取扱加盟店一覧については、商品券に同封の案内をご覧ください。



お問い合わせ先

一般社団法人 高森観光推進機構 ☎0967-62-2300 (担当：吉本、吉澤)

※高森町との契約により業務委託を受けています